



◆サービス利用等計画・障害児支援利用計画ってなに？

本人が希望する生活や目標を実現するための課題、必要な社会資源等が記載されたものです。

- ・生活全般の状況を把握したうえで、福祉、保健、医療、教育、住まいなど、総合的な視点から、地域で本人らしくいきいきとした生活を送ることができるように作成します。ご本人のための計画です。(介護保険でいうケアプランと同じです。)
- ・障害福祉サービス等の必要性を見立てたものであり、サービス支給決定の根拠となるものです。
- ・サービス利用後にサービスを有効にご活用いただけているか定期的に確認し、計画を見直していきます。(モニタリングと言います。)
- ・成長に伴い変化するライフステージに対し、途切れることなく一貫した支援を行うという意義もあります。

◆サービス等利用計画・障害児支援利用計画はだれが作るの？

- ・地域の相談支援事業所の相談支援専門員と本人(家族)と一緒に考えながら作成します。
- ・原則として、区役所が指定した「指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所」の相談支援専門員が作成します。

※ 地域療育センターあおばは指定事業所で、担当ソーシャルワーカーが相談支援専門員です。

◆支給決定はだれがするの？

区役所が「サービス等利用計画・障害児支援利用計画(案)」の内容を勘案し、サービスの支給決定を行います。

◆費用はかかるの？

基本相談は無料です。
計画相談の利用計画作成やモニタリングの利用者負担は発生しません。